

裁 決 書

審査請求人

横浜市鶴見区

処分を行った行政庁

独立行政法人

環境再生保全機構

主 文

本件審査請求に係る独立行政法人環境再生保全機構の処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「処分庁」又は「機構」という。）が平成19年3月29日付けで請求人に対して行った石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）に係る認定を行わないものとする処分（以下「原処分」という。）を取り消すことを求めるものである。

これに関する処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、「処分庁は、[REDACTED]が明らかに石綿による被害で健康を損ね死亡に至ったにもかかわらず、その関連性について適正な判断をしていないので、今回の処分には納得できない。」とする。

これに対し、処分庁は、上記の点を否認する。

第2 事案の概要

1 経過

(1) 請求人は、請求人の夫[REDACTED]（以下[REDACTED]という。）が平成13年8月[REDACTED]に死亡したが、同人が石綿を吸入することにより法第2条第1項に規定する指定疾病である気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）にかかり、当該指定疾病に起因して法施行前に死亡したものであるとして、平成18年4月18日付けで、処分庁に対し、法第22条第1項の規定による特別遺族弔慰金等の支給の請求を行った。

(2) 処分庁は、これに対して、同年11月22日、請求人から受領した「石綿が原因であることの根拠に関する報告書（石綿を原因とする肺がん用）」等所要の資料を添えて環境大臣に医学的判定を申し出、さらに、その後エックス線フィルム1枚等の追加・補足資料を得て、同19年2月16日に同大臣に医学的再判定を申し出たところ、同年3月26日、同大臣から、「提出された資料を総合的に判断した結果、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められず、石綿を吸入することによりかかった肺がんでない」と判定されたため、[REDACTED]が「石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡したと認められない」との通知を受けた。

そこで、処分庁は、提出された医学的資料では[]が石綿を吸入したことによりかかった肺癌により死亡したものと認められないとして、同月29日、請求人に対し、「特別遺族弔慰金・特別葬祭料の不認定決定について（通知）」を送付した。

（同通知の概要）

法第22条第1項の規定に基づき審査した結果、上記環境大臣からの通知と同一内容の理由により認定できなかった。

（3）請求人は、これを不服として、同年4月18日付けで当審査会に対して審査請求を行った。

2 争点

[]の死亡原因に肺癌が関与していたことに争いはなく、本件における争点は、その肺癌が石綿を吸入することによりかかったものであるかどうか（石綿起因性の有無）である。

第2 争点に関する当事者の主張

（略）

第3 審査資料

（略）

第4 判断

1 請求人提出の医学的資料の検討

（1）主治医と思われる[]器科[]医師作成の石綿が原因であることの根拠に関する報告書（石綿を原因とする肺癌用）（物件3及び15）

内容的に詳しい物件15によってみると、診断名は、「①肺癌（腺癌）②肺気腫③胸膜プラーク」とされ、「石綿が原因であることを示す

医学的所見」欄では、①胸部エックス線検査及び胸部ＣＴ検査による所見にチェックがなされており、下段の「胸部ＣＴフィルム」欄の付記として、「胸部ＣＴ写真上、①左上葉肺癌（腺癌）②肺気腫の所見とともに、両肺に網状陰影（石綿肺）胸膜プラークの所見も存在すると考えます」とある。

（２）細胞診検査（物件４）

これは、平成１２年２月２３日採取の喀痰によるものであるが、「class V 悪性細胞（腺癌）を認める」とされている。

（３）死亡診断書（物件１０）

前記■■■■医師作成のもので、死亡の原因欄の「（ア）直接死因」は、「肺気腫」と、「（イ）（ア）の原因」は、「不明」と、「直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」に「肺癌」とそれぞれ記載されている。

こうしてみると、以上の医学的資料は必ずしも十分石綿起因性を明らかにするものとは言い難いが、その診断結果は主治医によるものとして留意する必要があると思われる。

２ 環境大臣による判定の経緯及び内容

処分庁が原処分を適正とする根拠は環境大臣による医学的判定にあることから、その内容を検討することとするが、同大臣から処分庁あての通知（物件１８）添付の判定票及びこれを受けて処分庁から請求人あてに発出された通知（物件１９）では、石綿起因性を認めなかった理由について、「提出された資料を総合的に判断した結果、じん肺法に定める第１型以上と同様の肺線維化所見が認められず、石綿を吸入することによりかかった肺がんでないと判定されたため。」と記載されているに過ぎないので、そ

の詳細は不明であるものの（なお、この点について、当審査会としては、この程度の理由の開示をもってしては、処分の理由の提示を求める行政手続法第8条の要請を満たさないばかりか、石綿による健康被害の救済を図る法の趣旨にももとるものであって、請求人に対してより詳細な理由が告げられるべきであると考え。）、処分庁の平成20年6月26日付け「弁明書の補充について」添付の（別紙）「『弁明書の補充について』への回答について」及び同年11月6日付け「審査請求人提出の反論書に対する弁明書の補充について」添付の「不服審査請求に関する弁明における医学的判定に係る資料の提供について（回答）」によって小委員会の審議の概要を見てみると、以下のとおりである。

（1）平成18年12月1日第26回審査分科会

提出された胸部エックス線フィルム（H13.8.20撮影）及び胸部CTフィルム（H13.1.11撮影）（物件5）の所見として、胸膜プラークは認められるが、肺気腫の所見が顕著で、肺線維化所見は認められない。

（2）同月20日第14回小委員会

この案件に係る個別の議論はなく、分科会作成の文案にて追加資料を求めることとされた。

（3）同19年2月27日第33回審査分科会

追加提出された胸部エックス線フィルム（H13.8.13撮影）及び胸部CTフィルム（H12.11.13撮影）（物件16）も併せて確認し、肺線維化所見が認められるかどうか検討されたが、肺線維化所見があるとするか否かの判断が困難な例であるとして、小委員会において詳細な審議を要する案件であるとされた。

(4) 同年3月20日第19回小委員会

肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊されており、肺線維化所見として指摘できる所見は認められないと判断された。なお、胸膜プラークが認められることが確認されたが、典型的なものではないことが指摘された。

以上のような審議を経て、医学的判定では、石綿を吸入することによりかかった肺がんでないと判定したものと認められる。

3 画像の検討

当審査会では、上記医学的判定の当否を判断するに当たっては自ら画像を見分する必要を認め、XXXXXXXXXX病院から本件画像を借り受けていた請求人からその提出を受けた。

ただし、請求人からは、物件5及び16の画像を保管していた長男が重篤な病気となってこれらを紛失してしまい、その発見の見込みが乏しいとして、これと異なる平成13年1月29日撮影のエックス線フィルム1枚及び同12年2月16日撮影のCTフィルム5枚（以下「本件画像」という。）が提出された。

当審査会としては、小委員会の審議にも使用された物件5及び16の画像が紛失したことは遺憾であるものの、それにはそれなりの事情が認められる上、それぞれの撮影年月日に大きな差異はなく、画像の相違が結論に影響を与えることはないと考えられたことから、画像診断に豊富な知識と経験を有する専門委員を交えて本件画像を検討したところ、その結果は、以下のとおりであった。

(1) 胸膜プラーク（胸膜斑及び胸膜石灰化斑）が認められる。

(2) 線維化は存在するが、肺気腫によって組織が圧迫されたものとの区別

が困難で、石綿起因の線維化とは断定できない。反面、石綿起因性を否定もできない。

4 考察

医学的判定においても、胸部に胸膜プラークは認められていることから、問題は肺線維化の有無にあるところ、小委員会の審議においては、前述のとおり、「肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊されており、肺線維化所見として指摘できる所見は認められないと判断された」ため、肺線維化がなく、従って石綿起因性も認められないとされている。この「肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊されて」いるとは、当審査会の判断である「肺気腫によって組織が圧迫されたものとの区別が困難」であることと同義であろう。

しかし、小委員会の上記判断から石綿起因性の肺線維化が認められないとした結論には飛躍があると思われる。即ち、本件画像においては、確かに「肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊されて」いるため、石綿起因性の「肺線維化所見として指摘できる所見は認められない」が、肺線維化所見は存在し、ただ、肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊され、組織が圧迫されたことによる肺線維化か石綿起因性のものかの区別が困難であるというにとどまるものであって、石綿起因性を否定するまでには至っていないからである。したがって、医学的判定としては、石綿を吸入したことによる肺がんの可能性を否定し難いとの結論であればともかく、明確に「石綿を吸入したことによる肺がんでない」と判定された」としたことは疑問がある。

結局、本件は、明白な胸膜プラークが認められる一方、石綿起因性の肺線維化所見は明確ではないもののこれを否定まではできないため、石綿起

因性の肺がんである可能性を否定できない場合に当たる。

本件においては、医学的には石綿起因性の肺がんであると確定診断することはできない。しかし、請求人の述べる■■■■■■■■■■の暴露歴に加えて同人には胸膜プラークが認められ、同人が石綿による健康被害を受けたことが疑いないのであるから、石綿による健康被害を救済しようとする法の趣旨に鑑みれば、本件のように石綿起因性の肺がんである可能性を否定できない場合には、法第2条第1項に規定する指定疾病である肺がんにかかったとの認定をすべきものとする。

5 結論

■■■■■■■■■■の疾病である肺がんについて石綿を吸入することによりかかったものではないとした環境大臣の医学的判定及びこの判定を踏まえて処分が行った原処分は不当である。したがって、これを取り消すこととする。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年3月19日

公害健康被害補償不服審査会

審査長 大 森 淳

審査員 町 田 和 子

審査員 近藤健文は退職のため記名押印できない。

審査長 大 森 淳